

2 家電リサイクル法対象品目一覧

(令和4年4月1日 現在)

対象廃棄物(家電4品目)一覧

○電源コードもリサイクル対象ですので、一緒に引き渡してください。

(注1)いわゆる家電4品目は、**家庭用機器**であれば、事業所で使用されているものであっても家電リサイクル法の**対象**です。一方、**業務用機器**であれば、家庭で使用されているものであっても家電リサイクル法の**対象外**です。

	対象	対象外	備考
エアコン <small>室内機のみや室外機のみは対象とはなりません。</small>	<p>壁掛け形のセパレート形 壁掛け形の高圧ガスエアコン 壁掛け形のハイブリッドエアコン (石油、ガス、電気併用エアコン等)</p> <p>マルチエアコン (室内機は壁掛け形、床置き形が対象、その他の室内機は対象外。全ての室内機が対象の場合は、室外機やリモコンも対象外。)</p> <p>室外機 ウインド形 床置き形のセパレート形 床置き形のハイブリッドエアコン (石油、ガス、電気併用エアコン等)</p>	<p>業務用エアコン(注1)</p> <p>天井埋め込み形のエアコン 壁埋め込み形のエアコン (天袋形、地袋形を含む)</p> <p>天吊り形 セパレート形</p> <p>ウインドファン スポウトエアコン 冷風扇、冷風機 除湿機 パッケージエアコン</p>	<p>対象</p> <p>①ワイヤレスリモコン(ただし電池は除く) ②室内機用の取付金具 ③一体型の純正据付部材 ④商品同梱の工事部材</p> <p>対象外</p> <p>①リモコン用電池 ②別売りのドレンパイプ、配管パイプ及び配管カバー(スリムダクト等)などの工事部材 ③室外機の置き台及び屋根 ④取扱説明書等の印刷物 ⑤冷風機、冷風扇、ウインドファン、除湿機等 ⑥ヒートポンプ給湯機のヒートポンプユニット(エアコンではありません) ⑦外付けのコインボックス</p>
テレビ <small>(ブラウン管式)</small>	<p>ブラウン管式テレビ</p> <p>ブラウン管式 VTR内蔵テレビ</p> <p>ラジカセ一体型も含む</p>	<p>業務用テレビ(注1)</p> <p>電源として一次電池 又は蓄電池を使用する 液晶式テレビ</p> <p>ディスプレイモニター</p> <p>チューナー無し モニター</p> <p>車載用液晶式テレビ</p> <p>携帯液晶式テレビ(充電式)</p> <p>パソコン用モニター (注2)</p> <p>建築物に組み込むことができるように設計された 液晶式テレビ</p>	<p>対象</p> <p>①ワイヤレスリモコン(ただし電池は除く) ②着脱式付属専用スピーカー ③商品の付属物(電源コード、スタンド等)</p> <p>対象外</p> <p>①リモコン用電池 ②テレビ台 ③取扱説明書等の印刷物 ④病院・旅館等で使用のコインボックス内蔵型テレビ ⑤外付けのコインボックス ⑥有機ELテレビ ⑦プロジェクションテレビ ⑧ブラウン管モニター (テレビチューナー付も含む)</p> <p>(注2)パソコンモニターはパソコンリサイクルの扱いとなります。詳細は一般社団法人パソコン3R推進協会のホームページをご覧ください。 http://www.pc3r.jp/ ホームページをご覧にならない場合のお問合せ先 ☎03-5282-7685</p>
テレビ <small>(液晶・プラズマ式)</small>	<p>液晶・プラズマ式テレビ</p> <p>液晶・プラズマ式HDD・DVD等 内蔵テレビ</p> <p>チューナー分離型テレビ</p>		
冷蔵庫・冷凍庫	<p>冷蔵庫</p> <p>冷凍冷蔵庫</p> <p>ワイン庫 (ワインセラー)</p> <p>保冷库・冷温庫(注3) 冷却や制御に電気を使用するものに 限ります。(ガス 等の併用も含む) (注3)冷温庫は温める 機能が有りますが、対象品に 含まれます。</p> <p>冷凍庫</p> <p>チェスト形 アップライト形 引き出し形</p>	<p>業務用冷蔵庫・冷凍庫(注1)</p> <p>おしぼりクーラー</p> <p>冷凍ストッカー (店舗用)</p> <p>ショーケース (店舗用)</p> <p>保冷米びつ</p>	<p>対象</p> <p>①商品同梱の付属品 (製氷皿、棚、野菜カゴ等) ②吸収式冷蔵庫(冷媒にアンモニアを使用) ③ベルチエ素子方式冷蔵庫 (一部メーカーでは「電子冷蔵庫」) ④ポータブル冷蔵庫(車載含む)</p> <p>対象外</p> <p>①取扱説明書等の印刷物 ②ホテル用システム冷蔵庫(課金式) ③冷水機 ④製氷機 ⑤化粧品専用の保冷库 ⑥カセットポンペ</p>
洗濯機・衣類乾燥機	<p>洗濯乾燥機</p> <p>全自動洗濯機 2槽式洗濯機</p> <p>衣類乾燥機</p> <p>電気衣類乾燥機 (ドラム式)</p> <p>ガス衣類乾燥機</p> <p>小型洗濯機 (排水機能があるもの)(注4)</p>	<p>業務用洗濯機・衣類乾燥機(注1)</p> <p>衣類乾燥 機能付き 布団乾燥機</p> <p>衣類乾燥 機能付き ハンガー掛け</p> <p>電動のバケツ (排水機能が ないもの)(注4)</p> <p>衣類乾燥機能付き換気扇 衣類乾燥機能付き除湿器 衣類乾燥機能付きハンガー</p>	<p>対象</p> <p>商品同梱の付属品(洗濯カゴ等)</p> <p>対象外</p> <p>①脱水機 ②衣類乾燥機置き台 ③取扱説明書等の印刷物 ④コインランドリー等で使用のコイン ボックス内蔵型洗濯機・衣類乾燥機 ⑤外付けのコインボックス ⑥カセットポンペ</p> <p>(注4)排水機能とは、本体を傾げることなく排水できる機能 (排水ホース等付き)</p>

☆家電リサイクル法の対象ではない家電製品(家庭用機器)の多くは、小型家電リサイクル法の対象機器です。 <http://kogatakaden.env.go.jp>

家電リサイクル券センター

☎0120-319640

FAX 03-3903-7551 受付時間：午前9時～午後6時(日・祝休)
ホームページ： <https://www.rkc.aeha.or.jp>



7.メーカーの自主回収について

1 パソコンの処分方法

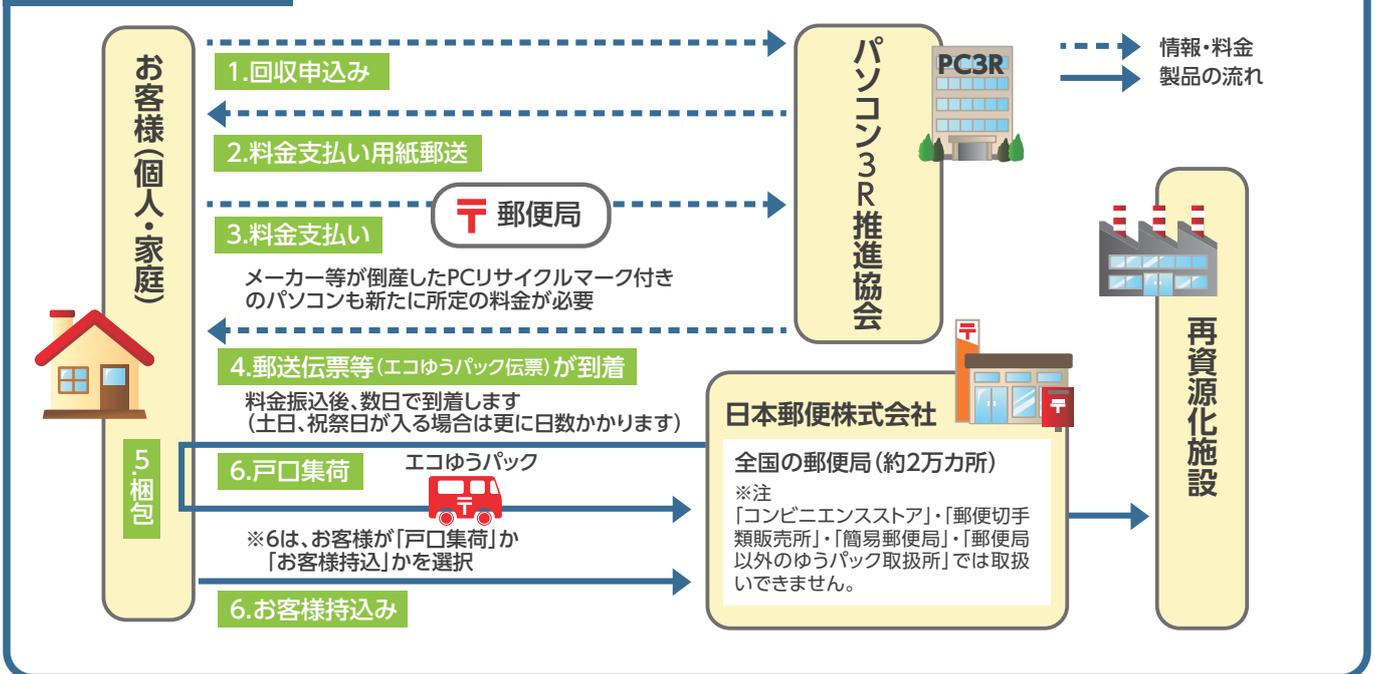
※パソコンは、クリーンピア共立では処理できません。

パソコンは、各メーカーにより回収されリサイクルされています。回収を行うメーカー等がないパソコン（ディスプレイ含む）は、一般社団法人「パソコン3R推進協会」が有償で回収します。

※事業所から廃棄されるパソコンは申込みできません。

※ノートパソコン、デスク型パソコンは、天童市で実施している使用済小型家電の拠点回収、専用回収ボックスで出すこともできます。（ブラウン管ディスプレイは除く）

廃棄の手順



- 1.回収申込み** パソコン3R推進協会に回収の申込みをします。
- 2.料金支払い用紙郵送** 回収の申込みが受け付けられると、支払いに必要な郵便局の払込取扱票が郵送されます。
- 3.料金支払い** 郵便振込みにより料金を支払います。振込後、数日で「エコゆうパック伝票」が届きます。
- 4.郵送伝票等が到着**（エコゆうパック伝票）
- 5.梱包** 廃棄するパソコンのデータの消去等が済んだら梱包し、「エコゆうパック伝票」を貼ってください。
- 6.戸口集荷**
 - 戸口集荷を希望する場合 「エコゆうパック伝票」に記載されている郵便局に連絡して、集荷日時を決めると、その日時に自宅から集荷されます。
- 6.お客様持込み**
 - 郵便局に持ち込む場合 最寄りの郵便局の小包みを出してください。

問合せ先

パソコン3R推進協会

TEL 03-5282-7685

URL <http://www.pc3r.jp>

2 自動二輪車・原動機付自転車の処分方法

※オートバイは、クリーンピア共立で処理できません。

「廃棄二輪車取扱店」に持ち込む

指定取引場所への運搬費は有料

収集を依頼する

収集・運搬費有料



下記の廃棄二輪車取扱店にお問い合わせください。

○今野商会

天童市三日町1-5-37
☎023-653-2135

○(株)カワサキオート山形

天童市北目3-3-46
☎023-653-7424



指定取引場所



持込時に必要な書類

バイクの所有者が確認できる書類

原付………廃車申告受付書等
軽二輪………軽自動車届出済証返納済確認書等
小型二輪…自動車検査証返納証明書等

廃車手続き窓口

市区町村
運輸支局
運輸支局

(運輸支局・市区町村に登録・届出されているバイクをリサイクルすることはできません。)
(廃棄二輪車取扱店に廃車手続きを依頼することが可能な場合もあります。)

排出者の本人確認書類

免許証、健康保険証、パスポート等

所有者と使用者が異なり、使用者が持込む場合、「所有者より廃棄及び処理再資源化等に関する一切の権限を付与された者」として、所有者との間に問題が生じた場合の全責任を負う旨の誓約(署名)が必要になります。

問合せ先

二輪車リサイクルコールセンター

TEL 050-3000-0727

URL <http://www.jarc.or.jp/motorcycle>

受付時間 9:30~17:00

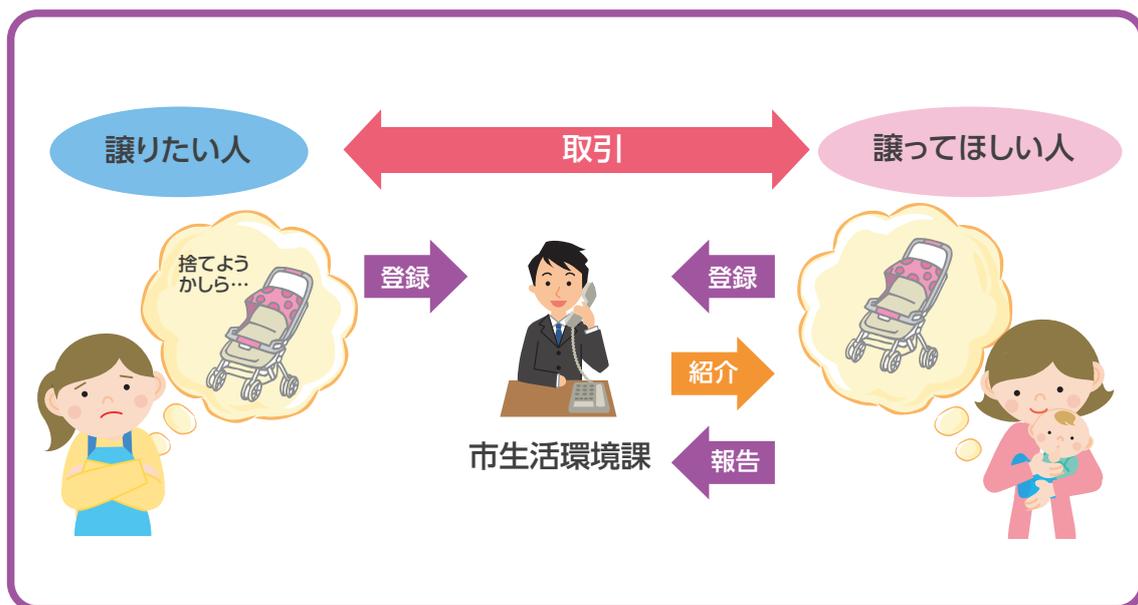
土・日・祝日 年末年始等除く

8.その他

1 生活用品登録紹介制度の利用方法について

生活用品登録紹介制度とは

不用品として捨てられるものの中には、まだ使える物がたくさんあります。生活用品登録紹介制度は、こうした物を登録していただき、必要としている方に紹介する制度です。譲るときは、無料提供になります。資源の有効利用のため、どうぞご利用ください。



利用するときのきまり

- (1) 提供者及び希望者** 天童市内にお住まいの方
- (2) 登録の方法** 生活用品を譲りたい方、譲ってほしい方は、市生活環境課に電話でお申し込みください。その際に、品名・連絡先(住所・氏名・電話番号など)をお聞きします。メールでのお申し込みも可能です。品名・連絡先を記載のうえ、お送りください。(TEL 654-1111 内線273 メールアドレス seikatsu@city.tendo.yamagata.jp)
- (3) 登録の有効期間** 登録日から3カ月。ただし、申し出により再登録ができます。
- (4) 紹介方法** お互いの希望条件がほぼ一致したときは、市が譲ってほしい方に連絡紹介します。また取引の話合い(現物確認、運搬など)は、当事者間で行い、譲り受ける方は、結果をすみやかに市に報告してください。
- (5) 問題等の処理** 現品の引渡し後に問題が発生したときは、当事者間で解決してください。
- (6) 周知方法** 登録台帳をもとに、毎月15日号の市報などで市民のみなさんにお知らせしています。また、ホームページ上でも登録状況を掲載しています。

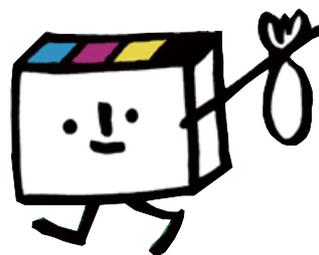
2 インクカートリッジ里帰りプロジェクトについて

インクカートリッジ里帰りプロジェクトとは

- 1.家庭で使い終わったインクカートリッジは、郵便局・自治体施設などの専用回収箱で回収します。
- 2.集まったインクカートリッジは「ゆうパック」で仕分け拠点に送られます。
- 3.仕分け拠点でカートリッジはプリンターメーカーごとにひとつひとつ仕分けされます。
- 4.その後各メーカーへ渡され、リサイクルされます。



袋や箱に入れず
カートリッジのみ回収箱に
入れてください。



インクカートリッジ里帰りプロジェクト
イメージキャラクター 里帰り君

天童市では市立図書館の入口に回収箱を設置しています。
不要になったインクカートリッジをお持ちください。